

## 「日本PTA教育支援基金要項」

### 1. 名 称

名称は、「日本PTA心のきずな61教育支援基金（以下「基金」という）」とする。

※東日本大震災の被災地の子どもたちを忘れることなく、新たな支援の手を差し伸べるものと想いを込めたものである。

### 2. 目 的

東日本大震災の発生により、大きな被害を受けた被災地の子どもたちのために、各地方協議会が実施する「教育に関する支援事業」を日本PTAが支援することにより、被災地の子どもたちの教育環境を保全・維持し、健全な育成に寄与することを目的とする。なお、本基金は、公益信託基金ではなく、本法人の公益目的事業である「(公6)教育支援助成事業」とし、自ら運営する。

### 3. 事業内容

被災地では、子どもたちの「心のケア」等が求められており、他地域との交流や体験学習（音楽・演劇・講演）をはじめとする事業等への支援を行う。

### 4. 主 催

公益社団法人日本PTA全国協議会

### 5. 募金期間

心のきずな61キャンペーンを考慮し、平成25年7月から平成29年3月までの3年9ヶ月とする。

### 6. 支援の要件

日本PTAが支援する各地方協議会の「教育に関する支援事業」は、次の要件を全て満たしているものとする。

- (1) 日本PTAの正会員である地方協議会の主催事業であること。
- (2) 日本PTAの公益目的事業の趣旨に即し、被災地の子どもたちの教育に関する支援事業であること。
- (3) 原則として都道府県・政令市教育委員会・市区町村教育委員会（関係機関・関係団体を含む）（以下「教育委員会」という。）と協力して行う事業又は教育委員会等からの後援等がある事業のこと。
- (4) 営利を目的としない事業であること。

### 7. 支援件数及び支援額

#### (1) 支援件数

1年度当たり5件程度（平成26年度から29年度まで）

## (2) 事業計画及び支援額とその範囲

支援額は、1件当たり500万円（単年度）を限度とする。なお、複数年度にわたる事業計画も可とする。支援の範囲は、ハード面及びソフト面を問わず必要な活動に要する経費を支援するが、カウンセラー等の人員配置、高額物品購入等に伴い後年度負担が生じるものは、各地方協議会の自己負担となる場合があるので十分留意する。

## (3) 支援額の決定

日本PTAの支援方法は、募金の状況、応募件数等を踏まえて決定する。なお募金の額が不足する場合は、各地方協議会と協議の上、一部補助金の取扱いとすることがある。

## 8. 応募の手続き

所定の様式に、必要事項を記載の上、以下の書類を添えて、日本PTA事務局まで提出する。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他参考となる資料

## 9. 応募事業の審査

応募事業の内容等について、日本PTAの基金応募審査委員会において応募事業の内容審査とともに、災害の規模・状況を勘案し、応募事業の採択および支援額を決定する。

## 10. 事業報告書の提出

事業終了後、速やかに次の書類を日本PTAに提出する

- (1) 事業報告書（事業の様子がわかる写真や資料を添付すること）
- (2) 収支決算書（使途について明細が分かるものとする）

## 11. 広報（地方協議会への報告）

採択された基金事業については、理事会及び協議会会長会で報告するとともに、日本PTAのホームページにおいて紹介する。